

競争参加者の資格に関する公示

令和 7・8・9 年度において国立大学法人宇都宮大学における物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和 7 年 1 月 10 日

国立大学法人宇都宮大学
財務部長 嶋田 哲也

1 資格の種類及び調達する物品等の種類

競争参加資格を得ようとする者の資格の種類及び調達する物品等は次のとおりです。

(1) 物品の製造（物品の販売も同様）

①衣服・その他繊維製品類②ゴム・皮革・プラスチック製品類③窯業・土石製品類④非鉄金属・金属製品類⑤フォーム印刷⑥その他印刷類⑦図書類⑧電子出版物類⑨紙・紙加工品類⑩車両類⑪その他輸送・搬送機械器具類⑫船舶類⑬燃料類⑭家具・什器類⑮一般・産業用機器類⑯電気・通信用機器類⑰電子計算機類⑱精密機器類⑲医療用機器類⑳事務用機器類㉑その他機器類㉒医薬品・医療用品類㉓事務用品類㉔土木・建設・建築材料㉕警察用装備品類㉖防衛用装備品類㉗その他

(2) 役務の提供等

①広告・宣伝②写真・製図③調査・研究④情報処理⑤翻訳・通訳・速記⑥ソフトウェア開発⑦会場等の借り上げ⑧賃貸借⑨建物管理等各種保守管理⑩運送⑪車両整備⑫船舶整備⑬電子出版⑭防衛用装備品類の整備⑮その他

(3) 物品の買受け

①立木竹（ただし、国有林野事業で行う林産物の買受けを除く。）②その他

2 参加資格の申請

(1) 受付期間

ア 定期審査受付期間

令和 7 年 1 月 10 日（金）から令和 7 年 1 月 31 日（金）

※定期審査期間に申請を行うと 3 か年（令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日）の全期間で有効となる資格取得が可能な申請方法です。

※令和 7 年 1 月 31 日（金）までに必着したものが対象となります。

※上記期間を過ぎると下記「イ 随時審査受付期間」となります。

イ 随時審査受付期間

随時審査は、定期審査受付期間終了後、資格を付与した時点から令和 10 年 3 月 31 日まで有効となる申請方法です。

※随時審査期間は、受付後資格を付与した時点から令和 10 年 3 月 31 日まで有効となります。そのため、希望する調達案件の入札に間に合わないことがありますので、余裕を持って申請してください。

ウ 申請書の入手方法

「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（物品製造等）」（以下「申請書」という。）は、6 に掲げる申請場所において、競争参加資格を得ようとする者に無料で交付します。

エ 申請書の提出方法

申請書に次の書類（以下「添付書類」という。）を添え、申請場所に提出してください。

なお、公的機関が発行する書類については、発行日から受付到着まで 3 ヶ月以内のものに限ります（内容が鮮明であれば写しでも可）。持参の場合の受付時間は、土日休日を除く 9 時から 16 時（12 時から 13 時を除く。）までに提出してください。郵送（書留郵便又は配達記録郵便）等も可能です。

(ア) 登記簿謄本（法人の場合）

(イ) 財務諸表（法人の場合）又は営業用純資本額に関する書類及び収支計算書（個人の場合）

(ウ) 営業経歴書

(エ) 次の各税についての未納税額のないことを証明する納税証明書（個人の場合はその 3 の 2，法人の場合はその 3 の 3）

A 消費税及び地方消費税（法人及び個人）

B 法人税（法人の場合）

C 所得税（個人の場合）

(オ) 誓約書・役員等名簿

(カ) 資格審査結果通知書（写）

※更新申請時のみ

(2) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付してください。

イ 添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載してください。

3 競争参加者の資格及びその審査

(1) 競争に参加できる者の資格審査は、別記 1 の項目ごとの実数に基づき付与数値を算定し、その合計点をもって行います。

(2) 競争に参加できる者の資格は、前記(1)の合計点により別記 2 の区分に基づいて格付けします。

4 資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知（申請書に記載された住所で代表者あてに郵送等）します。

5 資格の有効期間

(1) 定期審査による資格

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日

(2) 随時審査による資格

定期審査受付期間終了後、資格を付与した時点から令和 10 年 3 月 31 日

6 競争参加資格の申請場所及び競争参加資格を有する者の名簿の閲覧場所並びに資格審査に関する照会場所

〒321-8505

栃木県宇都宮市峰町 350

国立大学法人宇都宮大学財務部財務課経理調達室経理係

電話番号 028-649-5057 ファックス番号 028-649-5047

電子メールアドレス keiyaku@a.utsunomiya-u.ac.jp

7 その他

(1) 申請内容の変更

有資格者は、次の事項に変更があった場合には、「競争参加資格審査申請書変更届(物品製造等)」に次に掲げる書類各 1 部(内容が鮮明であれば写しでも可)を添え、前記 6 に掲げる場所に速やかに提出してください。(変更届の入手方法は、申請書と同じです。)

ア 「住所」、「商号又は名称」又は「代表者氏名」の場合

(ア) 資格審査結果通知書(写)

(イ) 登記事項証明書(法人の場合)又は変更項目を確認できる書類(個人の場合)

イ 「希望する資格の種類」又は「営業品目」の場合は、資格決定通知書(写)

なお、「希望する資格の種類」に「物品の製造」を追加する場合

(ア) 資格審査結果通知書(写)

(イ) 直近の財務諸表(写)

(ウ) 申請書様式の「設備の額」及び「主要設備の規模」の欄に記載したもの

(2) 会社更生法及び民事再生法に基づく更生手続開始の決定等を受けた者(有資格者)の手続

有資格者が「会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類各 1 部(内容が鮮明であれば写しでも可)を添え、申請書を提出した受付機関に速やかに提出してください。

ア 更生手続開始決定書(写)又は再生手続開始決定書(写)

イ 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類

ウ 上記イに伴う競争参加資格審査申請書変更届(物品製造等)

なお、書類の提出によりその資格が継続しますが、現状把握を必要と判断する場合には、ヒアリング等を実施する場合があります。

別記 1 付与数値

〔掲載順序 項目 段階：付与数値（年間平均高，自己資本額及び営業年数については物品の製造，物品の製造以外の 2 区分の付与数値を示し，流動比率については共通の付与数値を示し，機械設備等の額は物品の製造のみの付与数値を示す。）〕

(1) 年間平均（生産・販売）高

年間平均（生産・販売）高		物品の製造	物品の販売等
200 億円以上		60	65
100 億円以上	200 億円未満	55	60
50 億円以上	100 億円未満	50	55
25 億円以上	50 億円未満	45	50
10 億円以上	25 億円未満	40	45
5 億円以上	10 億円未満	35	40
2.5 億円以上	5 億円未満	30	35
1 億円以上	2.5 億円未満	25	30
5,000 万円以上	1 億円未満	20	25
2,500 万円以上	5,000 万円未満	15	20
2,500 万円未満		10	15

(2) 自己資本額

自己資本額		物品の製造	物品の販売等
10 億円以上		10	15
1 億円以上	10 億円未満	8	12
1,000 万円以上	1 億円未満	6	9
100 万円以上	1,000 万円未満	4	6
100 万円未満		2	3

(3) 流動比率（共通）

流動比率	共通
140%以上	10
120%以上 140%未満	8
100%以上 120%未満	6
100%未満	4

(4) 営業年数

営業年数		物品の製造	物品の販売等
20 年以上		5	10
10 年以上	20 年未満	4	8
10 年未満		3	6

(5) 機械設備等の額（物品の製造のみ）

機械設備等の額		物品の製造
10 億円以上		15
1 億円以上	10 億円未満	12
5,000 万円以上	1 億円未満	9
1,000 万円以上	5,000 万円未満	6
1,000 万円未満		3

(6) 合計 （最高点） 100

別記 2 資格の種類別等級区分及び予定価格の範囲〔掲載順序 契約の種類 ①数値
：等級 ②予定価格の範囲〕

(1) 物品の製造

①	90 点以上	A
	80 点以上 90 点未満	B
	55 点以上 80 点未満	C
	55 点未満	D

②	Aは 3,000 万円以上
	Bは 2,000 万円以上 3,000 万円未満
	Cは 400 万円以上 2,000 万円未満
	Dは 400 万円未満

注：船舶類にあつては、必要に応じ別に公示する方法により示す。

(2) 物品の販売、役務の提供等

①	90 点以上	A
	80 点以上 90 点未満	B
	55 点以上 80 点未満	C
	55 点未満	D

②	Aは 3,000 万円以上
	Bは 1,000 万円以上 3,000 万円未満
	Cは 300 万円以上 1,500 万円未満
	Dは 300 万円未満

注：船舶類及び船舶整備にあつては、必要に応じ別に公示する方法により示す。

(3) 物品の買受け

①	70 点以上	A
	50 点以上 70 点未満	B
	50 点未満	C

②	Aは 1,000 万円以上
	Bは 200 万円以上 1,000 万円未満
	Cは 200 万円未満

なお、資格に基づき実際に調達を行うに際しては、適正な競争性を確保するため、他の等級の競争参加が可能となるような弾力的な競争参加を認める場合がある。

注) この競争参加資格審査により取得した資格は、国立大学法人宇都宮大学でのみ有効である。宇都宮大学では、国の各省各庁の全調達機関において有効な統一資格を

得た者も本学の競争参加資格を有する者として認めることとしているので、他の国の機関の競争に参加する予定のある者は、統一資格の取得を推奨する。